平成２４年（フ）第１７２号
富山県高岡市五福町13番１号
破産者　村谷　正博
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７４号
金沢市菊川１丁目34番28号　菊川マンション101号、従前の住所金沢市駅西本町１丁目５番２号
破産者　山地　直樹
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９１号
金沢市駅西新町２丁目５番30号
破産者　アバス・カーンこと　カーン・アッバース（ＫＨＡＮ　ＡＢＢＡＳ）
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
静岡県賀茂郡南伊豆町一條16番地の４
破産者　関　　豊和
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県小野市粟生町1842番地　４号棟101号室
破産者　下田　正章
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２０号
徳島市南矢三町１丁目３番41号　高井アパート３号
破産者　板東　浩美
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井350番地
破産者　吉岡　洋介
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
福岡県みやま市高田町濃施294番地１　河野アパート西１号
破産者　吉田　和夫
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１１５号
長崎県諫早市小船越町856番地４、前住所長崎県諫早市野中町471番地
破産者　西崎真太朗
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
さいたま市中央区下落合４丁目７番18号　セドルハイム101号室
破産者　山本　典明
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８２号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住３―104
破産者　佐藤　芳實
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７０号
埼玉県所沢市緑町４丁目27番44―103号
破産者　岡田加代子
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３４号
埼玉県狭山市大字北入曽332番地の３
破産者　貝守　龍爾
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６８号
埼玉県入間市東町１―10―15　ひかり荘２―２、住民票上の住所埼玉県入間市小谷田１丁目17番44号
破産者　関　　孝和
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７号
仙台市青葉区向田１番６号
破産者　高田　英樹
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
川崎市川崎区渡田１丁目11番１号　第２福島ビル203
破産者　植田美代子
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
川崎市麻生区下麻生３丁目28番２―302号
破産者　田中　勝宗
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2922番地28
破産者　荒井利志子
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目２番４号　ベルメゾン浜松405、住民票上の住所静岡県浜松市中区神田町67番地の３
破産者　岡田　俊夫
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係